

議 長

おはようございます。

本日をもって招集されました平成27年第2回南幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

2番 川幡 宗宏議員、3番 原田 弘克議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は5月13日、本日1日限りとしたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は5月13日、本日1日限りと決定いたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成27年2月分及び3月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長

本議会臨時会に当たり2件の行政報告を行います。

初めに、灯油購入費等助成金支給事業、あったか灯油支給事業の平成26年度の実施結果について御報告申し上げます。今冬の灯油価格変動に伴い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象に実施いたしました本事業につきましては、1月19日から2月20日までの受付期間において申請件数が338件あり、そのうち支給決定件数が289件、事業費総額289万円で、昨年度と比較し54件、54万円の増となったところであります。増加となった主な理由といたしましては、新たにオール電化、まきストーブ並びにガスストーブ世帯を支給対象としたことによるもので、対象世帯は12件でありました。

次に、ふるさと応援寄附金の状況について御報告申し上げます。平成26年度に南幌町ふるさと応援寄附金要綱を制定したところですが、本町の発展を願い、応援してくださっている方々からふるさと応援寄附金として多くの寄附金が寄せられております。平成26年度の実績につき

ましては、納入件数3,536件、寄附金額3,734万2,000円となっています。お寄せいただいた寄附金は、ふるさと応援基金に積み立て、用途が指定された事業や魅力的で活力あるふるさと南幌の構築、次世代につながるまちづくりのため各事業で有効に活用させていただきます。以上、一般行政報告といたします。

議長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度南幌町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第30号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成26年度南幌町一般会計補正予算（第8号）であり、歳入では地方消費税交付金、特別交付税の最終確定に伴う追加、及び土地売払収入、町民プール建設交付金の追加、並びに歳出では地方創生先行型事業の見直しに伴う追加、南空知公衆衛生組合負担金、町道除排雪事業経費の減額が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,251万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2,768万6,000円とするものであります。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。副町長。

副町長 それでは、議案第30号 専決処分書の平成26年度一般会計補正予算（第8号）の説明を行います。今回の補正予算につきましては、主に各種交付金並びに特別交付税などの確定による精査と、3月議会定例会において繰越明許費として追加補正をさせていただきました地方創生先行型の実施計画につきまして、国との協議に基づき一部見直しを行いましたので、関連事業費を精査するものでございます。

それでは歳出から説明いたします。16ページをごらんください。

2款総務費1項3目財産管理費、補正額10万7,000円の追加でございます。説明欄で財産管理経費10万7,000円の追加です。積立金でそれぞれ確定により精査するものです。

4目企画振興費、補正額42万6,000円の減額でございます。姉妹町交流事業で確定によるものです。

13目地域住民生活等緊急支援事業費、補正額571万3,000円の追加でございます。地方創生先行型事業で571万3,000円の追加です。内容につきましては、別途配布しております議案第30号説明資料により説明申し上げます。冒頭でも申し上げましたが、地方創生先行型の実施計画を国との協議により一部見直しを行うものでございます。実施計画の見直し概要の表をごらんください。左が当初の実施計画、右が見直し後の実施計画となります。3月議会定例会においては、国との協議が調っていなかったことから、当初の実施計画に基づき補正予算を計上させていただきましたが、その後、見直し後の実施計画のとおり国との協議が調いましたので、一部予算の組み替えを行うものです。な

お、詳細の説明は省略させていただきますが、全事業とも平成27年度に繰り越し、事業実施するものでございます。

予算書に戻ります。17ページをごらんください。

4項2目知事・道議選挙費、補正額67万8,000円の減額でございます。知事・道議選挙事業で平成26年度分執行経費の確定によるものです。

3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額34万9,000円の減額でございます。障がい者自立促進交通費助成事業で実績によるものです。

3目老人福祉費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。次ページに参ります。

4款衛生費2項1目じん芥処理費、補正額553万2,000円の減額でございます。南空知公衆衛生組合負担金で分賦金の確定によるものです。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額1,947万6,000円の減額でございます。町道除排雪事業でそれぞれ実績によるものです。次ページに参ります。

9款教育費1項3目教育振興費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

4項5目社会教育施設費、同じく補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

5項2目体育施設費、同じく補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

10款公債費1項1目元金、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

2目利子、補正額187万7,000円の減額でございます。地方債利子償還費でそれぞれ確定によるものです。

次に歳入の説明を行います。11ページをごらんください。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税、補正額15万4,000円の減額でございます。確定によるものです。

2項1目自動車重量譲与税、補正額253万円の減額でございます。確定によるものです。

3款利子割交付金1項1目利子割交付金、補正額25万1,000円の減額でございます。確定によるものです。

4款配当割交付金1項1目配当割交付金、補正額366万2,000円の追加でございます。確定によるものです。次ページにまいります。

5款株式等譲渡所得割交付金1項1目株式等譲渡所得割交付金、補正額195万5,000円の追加でございます。確定によるものです。

6款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金、補正額2,044万6,000円の追加でございます。確定によるものです。

7款ゴルフ場利用税交付金1項1目ゴルフ場利用税交付金、補正額75万2,000円の追加でございます。確定によるものです。

8 款自動車取得税交付金 1 項 1 目自動車取得税交付金、補正額 1 5 1 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。確定によるものです。

次ページに参ります。

1 0 款地方交付税 1 項 1 目地方交付税、補正額 4, 1 5 4 万 8, 0 0 0 円の追加でございます。特別交付税の確定によるものです。これにより平成 2 6 年度特別交付税総額は 3 億 4, 1 5 4 万 8, 0 0 0 円となります。

1 1 款交通安全対策特別交付金 1 項 1 目交通安全対策特別交付金、補正額 2 6 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。確定によるものです。

1 5 款道支出金 2 項 2 目民生費道補助金、補正額 1 2 万 5, 0 0 0 円の追加でございます。1 節障がい者福祉費道補助金で障がい者自立促進交通費助成事業が地域づくり交付金の対象となったことから追加するものです。

4 目農林水産業費道補助金、補正額 3 2 7 万 4, 0 0 0 円の追加でございます。1 節農業費道補助金で町民プール建設に伴う交付金の追加によるものです。次ページに参ります。

3 項 1 目総務費委託金、補正額 1 6 3 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。3 節選挙委託金で平成 2 6 年度分の委託金の確定によるものです。

1 6 款財産収入 1 項 3 目基金繰替運用収入、補正額 9 0 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。1 節基金繰替運用収入で確定によるものです。

2 項 1 目不動産売払収入、補正額 2, 2 0 0 万円の追加でございます。1 節土地建物売払収入で南幌工業団地の一部を北海道農販株式会社へ売買したものでございます。

1 7 款寄附金 1 項 1 目一般寄附金、補正額 9 万円の追加でございます。1 節一般寄附金で 3 月末に退職された職員 3 名の方からいただいたものです。

3 目ふるさと応援寄附金、補正額 8 4 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。1 節ふるさと応援寄附金で確定によるものです。次ページにまいります。

1 8 款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金、補正額 1 億 6 3 0 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。1 節財政調整基金繰入金で、これによりまして平成 2 6 年度の取崩額につきましては 8, 7 2 7 万 4, 0 0 0 円となり、年度末の残高は 9 億 5, 8 3 7 万 7, 0 0 0 円となります。

4 目教育振興基金繰入金、補正額 9, 0 0 0 円の減額でございます。1 節教育振興基金繰入金で、事業費の確定により精査するものです。

6 目ふるさと応援基金繰入金、補正額 3 5 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。1 節ふるさと応援基金繰入金で、同じく事業費の確定により精査するものです。

2 1 款町債 1 項 3 目教育債、補正額 3 3 0 万円の減額でございます。1 節公共施設整備事業債で、町民プール建設に伴う補助金の増に伴い精査するものです。

以上、歳入歳出それぞれ 2, 2 5 1 万 8, 0 0 0 円を減額し、補正後

の総額を61億2,768万6,000円とするものでございます。

次に、地方債補正の説明を行います。6ページをごらんください。第2表地方債補正、変更でございます。町民プール整備事業で補正前の限度額4億6,660万円を補正後の限度額4億6,330万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

次に、繰越明許費補正の説明を行います。次ページをごらんください。第3表繰越明許費補正、変更でございます。2款総務費1項総務管理費、事業名、地方創生先行型事業で、補正前の事業費3,606万9,000円を補正後の事業費4,178万2,000円に変更するものでございます。以上で議案第30号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度南幌町一般会計補正予算（第8号））は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程5 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第31号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の改正に伴い、町税条例等の一部を改正する必要があるため本案を提案するものであります。詳細につきましては税務課長が説明いたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長 それでは、議案第31号 専決処分の承認を求めることについての町税条例等の一部を改正する条例制定について御説明いたします。地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日施行に伴い町税条例等の一部を改正する条例を3月31日に専決処分として公布したところでございます。本日の臨時議会においてこれを報告し、承認を求めるものでございます。今回の地方税法の一部改正における町税条例の主な改正点でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の改正に伴う関係条文の整備及びふるさと納税申告特例規定の新設、並びに三輪以上の軽自動車税に係るグリーン化特例、軽課税率の規定の新設と、原動機付自転車及び

二輪車並びに小型特殊自動車に係る軽自動車税の税率の適用開始時期1年延長に係る条文の整備であります。

それでは、別途配布いたしました議案第31号資料、町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表にて御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例でございます。下線を付した箇所が改正部分でございます。

最初に第1条、町税条例の一部を改正する条例本則の改正について御説明いたします。

第2条、用語の規定でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の改正に伴い条文を整備するものであります。次ページに参ります。

第31条、均等割の税率の規定でございます。法人の税率適用区分であります資本金等の額を法人事業税資本割の課税標準に統一するため条文を整備するものでございます。

第36条の2、町民税の申告の規定では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の改正に伴い条文を整備するものでございます。

次に、第48条、法人の町民税の申告納付の規定でございます。次ページに参ります。及び第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続の規定では、法人税法の改正に伴い条号を整備するものでございます。

次に、第51条、町民税の減免の規定では、規定の整備及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の改正に伴い条文を整備するものでございます。

次に、第57条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定、次ページに参ります。及び第59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告の規定で、地方税法の改正に伴い条号を整備するものでございます。

次に、第63条の2、施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出の規定及び第63条の3、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の案分の申出の規定では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の改正に伴いまして条文を整備するものであります。次ページに参ります。

第71条、固定資産税の減免の規定では、規定の整備及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の改正に伴いまして条文を整備するものであります。

次に、第74条、住宅用地の申告の規定、第74条の2、被災住宅用地の申告の規定、第89条、軽自動車税の減免の規定、次ページに参ります。第90条、身体障害者等に対する軽自動車税の減免の規定、第139条の3、特別土地保有税の減免の規定、次ページに参ります。第147条、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告の規定、いずれも行政

手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の改正に伴いまして条文を整備するものでございます。

次に、制定附則の改正について御説明いたします。第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別額控除の規定では、住宅ローン減税の拡充措置に伴いまして適用期限を延長するものでございます。

第9条及び次ページの第9条の2、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等の規定で、ふるさと納税の申告特例の新設でございます。確定申告が不要な給与所得者等が寄附を行う際、寄附先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告をしなくても、ふるさと納税についての寄附金控除が受けられる申告手続の特例、ワンストップ特例制度でございます。なお、特例の適用は平成27年4月1日以後のため、平成27年1月1日から平成27年3月31日までにふるさと納税を行っている方につきましては、平成27年の確定申告をする必要があります。

第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の改正に伴いまして条文の整備をするものでございます。17ページに参ります。

第11条、土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の規定でございますが、土地・家屋につきましては、3年ごとに評価額を見直す評価替え制度がとられております。平成27年度が基準年度となることから年度表記を改めるものでございます。

次に、第11条の2、平成28年度または平成29年度における土地の価格の特例の規定は、平成27年度の評価額が据置年度において地価が著しく下落した場合に、地価の下落修正ができる特例措置の規定で、平成28年度分及び平成29年度分も継続するため年度表記を改めるものでございます。次ページに参ります。

第12条、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定につきましては、評価替えに伴い平成27年度から平成29年度までの特例措置を継続するため年度表記を改めるものでございます。次ページに参ります。

第13条、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定についても、評価替えに伴いまして、平成27年度から平成29年度までの特例措置を継続するため年度表記を改めるものでございます。

次に、第15条、特別土地保有税の課税の特例の規定についても特例措置を継続するため年度表記を改めるものでございます。

第16条、軽自動車税の税率の特例の規定でございます。今回の法律改正に伴いまして、軽自動車の燃費性能に応じたグリーン化特例として、税率を概ね75%及び概ね50%並びに概ね25%で3段階の軽課税率を適用する規定が新設されました。

別途配布しました軽自動車税税率一覧表をごらんいただきたいと思
います。軽課税率の対象は、軽自動車の三輪のものと四輪以上の乗用及
び貨物用で平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、初回
車両番号指定を受けた一定の環境性能を有する軽自動車で概ね75%
の対象車は、電気自動車及び平成21年天然ガス車基準に適合する天然
ガス軽自動車、概ね50%の対象車は、ガソリン車・ハイブリット車で、
平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限り、乗用は、平成32年
度燃費基準プラス基準エネルギー消費効率20%達成車、貨物用は、平
成27年度燃費基準プラス基準エネルギー消費効率35%達成車、概ね
25%の対象車は、ガソリン車・ハイブリット車で平成17年排出ガス
基準75%低減達成車に限り、乗用は、平成32年度燃費達成車、貨物
用は、平成27年度燃費基準プラス基準エネルギー消費効率15%達成
車となり、平成28年度分限りの軽課税率となります。したがって、
平成28年度分の税率は6通りとなります。

新旧対照表に戻り、23ページをお開き願います。

第2条、町税条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明いた
します。最初に、制定附則について御説明いたします。

先ほど、21ページ、第16条で説明いたしました軽自動車の三輪の
もの及び四輪以上のグリーン化特例、軽課税率の規定の新設に伴いまし
て、平成26年度に改正しました初回車両番号の指定を受けた月から起
算して14年を経過したものに標準税率の概ね20%を課税する重課
税率の特例を追加した条文の整備でございます。次ページに参ります。

次に、改正附則について御説明いたします。

第1条は施行期日を規定するものでございます。条文の整理及び平成
27年度分以後の年度分の軽自動車について適用することとされていた、
原動機付自転車及び二輪車並びに小型特殊自動車に係る税率について、
適用開始時期が1年間延長されたことに伴う条文の整備でございます。

第3条及び第5条につきましては、軽自動車税に関する経過措置を規
定するものであります。第3条は、原動機付自転車及び二輪車並びに小
型特殊自動車に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されたこ
とに伴います条文の整備でございます。

第5条は、三輪のもの・四輪以上の軽自動車税のグリーン化特例、軽
課税率が新設されたことに伴う条文の整備でございます。次ページに参
ります。

改正附則について御説明いたします。第1条は、施行期日を規定する
ものです。第2条は、町民税に関する経過措置を規定するものです。第
3条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものです。次ページに
参ります。第4条は、軽自動車税に関する経過措置を規定するものです。
第5条は、特別土地保有税に関する経過措置を規定するものです。第6
条は、入湯税に関する経過措置を規定するものです。

以上で議案第31号 町税条例等の一部を改正する条例制定につい

ての説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程6 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第32号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の改正に伴い南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものであります。詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、御承認賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長

それでは、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)について御説明いたします。

改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正並びに地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日施行に伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日専決処分として公布したところでございます。本日の臨時議会でこれを報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正点を申し上げます。1点目は、国民健康保険税の課税限度額の見直しでございます。国民健康保険の被保険者間の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の課税限度額を引き上げるものでございます。合計で上限額、現行81万円を改正後85万円とするものでございます。

2点目は、国民健康保険税の減額判定所得基準の改正でございます。国民健康保険制度では、一定の所得以下であると応益割である平等割と均等割について7割、5割、2割の減額措置が受けられます。このたびの改正では、平成26年度に引き続き、5割減額と2割減額の基準について拡充されることになり、低所得者に対する保険税減額の対象世帯を拡大するものでございます。

それでは、別途配布しました議案第32号資料、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表にて御説明いたします。

左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。

1 ページでございます。最初に第1条、国民健康保険税条例の一部を改正する条例本則改正について御説明します。

第2条第2項は基礎課税額の規定で、限度額を「51万円」から「52万円」に改正するものでございます。

続きまして、第3項は、後期高齢者支援金等課税額の規定で、限度額を「16万円」から「17万円」に改正するものでございます。

続きまして、第4項は介護納付金課税額の規定で、限度額を「14万円」から「16万円」に改正するものでございます。この改正による試算結果では、基礎課税分の限度額世帯数は99世帯、改正前と比較しまして3世帯の減、後期高齢者支援金等課税額の限度額世帯数は63世帯、改正前と比較しまして7世帯の減、介護納付金課税額の限度額世帯数は12世帯、改正前と比較しまして8世帯の減となる見込みでございます。

次ページに参ります。第26条は、国民健康保険税の減額の規定でございます。第1項では第2条と同様にそれぞれ限度額を改めるものでございます。

第2号は、5割減額の基準の改正でございます。5割減額の対象となる世帯の判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の「24万5,000円」から「26万円」に引き上げるものでございます。この改正による試算結果では、5割減額の対象世帯数は155世帯、改正前と比較しまして8世帯の増となる見込みでございます。

続きまして、第3号は、2割減額の基準の改正でございます。2割減額の対象となる世帯の判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の「45万円」から「47万円」に引き上げるものでございます。この改正による試算結果では、2割減額の対象世帯数は137世帯で、改正前と比較しまして3世帯の増となる見込みでございます。

3 ページに参ります。第2条、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明いたします。平成25年9月の議会定例会にて改正しておりますが、この度の改正にでは、施行期日を改めるものでございます。

附則第1項中、附則第15項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）の施行期日を平成28年1月1日からと改めるものでございます。

4 ページに参ります。最後に改正附則としまして、第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。第2項は、国民健康保険税条例の経過措置を規定したものでございます。以上で、議案第32号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程7 議案第33号 工事請負契約について(平成27年度南幌町町民プール建設工事)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第33号 工事請負契約につきましては、南幌町町民プール建設工事に当たり過日入札を執行したところであります。契約の内容につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第33号 工事請負契約につきまして御説明申し上げます。

1 契約の目的、平成27年度南幌町町民プール建設工事。工事の主な内容につきましては、公民館等解体、プール棟新築、渡り廊下等新築、外構、建設機械設備となつてございます。2 契約方法、指名競争入札。3 契約金額、6億696万円(内消費税及び地方消費税の額4,496万円)。本件につきましては、去る4月24日、指名6社のうち1社の辞退があり、5社による入札を執行してございます。なお、落札率につきましては99.3%でございます。4 契約の相手方、岩田地崎・三建特定建設工事等共同企業体、代表者、札幌市中央区北2条東17丁目2番地、岩田地崎建設株式会社、代表取締役社長 岩田 圭剛、構成員、空知郡南幌町元町1丁目3番12号、株式会社三建管工技研、代表取締役、水澤 政幸。参考といたしまして、工期は、契約締結日より平成28年3月16日までとしております。以上で議案第33号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第33号 工事請負契約について(平成27年度南幌町町民プール建設工事)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程8 発議第8号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長
議長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程9 発議第9号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会はただいまをもって閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前10時20分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

2 番 _____

3 番 _____